

本校の教育

1 教育目標

児童生徒一人一人の個性と障がいの状態に応じた適切な教育を通して、そのもてる力や可能性を鍛えてほめて最大限に伸ばすとともに、豊かな人間性を培い、自立（律）心をもって積極的に社会に参加しようとする児童生徒を育てる。

2 学校経営の基盤

- 教育基本法及び学校教育法をはじめとする法令等、学習指導要領、福岡県総合計画、福岡県特別支援教育推進プラン（第2期）他本県教育施策に基づき、県立学校として適正な学校経営を行う。
- 「風通しのよい学校組織」を基盤に、児童生徒や保護者、地域の願いを実現する肢体不自由教育の専門校としての使命を果たすとともに、児童生徒の人権が尊重された信頼される学校づくりを推進する。

3 教育方針

- 自ら学ぶことを楽しみ、しなやかな心を育てる
 - ・ 一人一人の学習特性や習得状況等の実態に基づき具体的な指導目標を定め、指導と評価の一体化を図ることにより、基礎的・基本的内容を系統的・段階的に修得し主体的に生きるために必要な確かな学力を育てる。
 - ・ 家庭や関係諸機関との連携を密にして、健康・安全管理の徹底を図る。また、心理面・身体面に関する一人一人の状況把握に努め、具体的な指導内容を明らかにし、合理的配慮の提供並びに適切な指導により心身の健全な発達を促す。
- 人との豊かなかかわりを通して自分を認め、仲間と共に活動できる力を育てる
 - ・ 人とのかかわりの中で、自分のよさやもてる力に気付くとともに、よりよい人間関係を築き、社会生活に必要な知識・技能等を身に付けるための指導・支援を行う。また、社会の中で他者と力を合わせて共に生きていく協働性を養う。
 - ・ 適切な言語環境のもと、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育て、個々のコミュニケーション能力を高める。
- 自立（律）心をもって地域や社会に参加しようとする力を育てる
 - ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用し、児童生徒の将来を見据えた適切な指導及び必要な支援の実践を通し、主体性をもって積極的に生きていく力を育てる。
 - ・ 労働、福祉等関係機関と連携し、小学部から高等部段階まで一貫したキャリア教育の充実を図り、卒業後の自立と社会参加に必要な力を育てる。

4 校訓

めざそう！
学ぶ楽しさ 個性の輝き 自立への飛翔

5 めざす像

- 児童生徒像
 - ・自ら学び、学ぶことを楽しむ児童生徒
 - ・自分のよさやもてる力を大切にし、互いを思いやる児童生徒
 - ・自立（律）心をもって地域や社会に参加する児童生徒
- 教師像
 - ・教育的愛情をもって児童生徒の理解を深める教師
 - ・肢体不自由教育の専門性を身に付け自己研鑽に努める教師
 - ・保護者、地域から信頼される教師
- 学校像
 - ・児童生徒の命の重みや人権を尊重し、児童生徒一人一人を大切に作る学校
 - ・児童生徒が安全に安心して、笑顔で生き生きと学ぶ学校
 - ・教師、保護者が協力し地域に開かれた学校

6 学校運営

(1) 基本方針

多様な実態等の児童生徒が、自立し社会参加することを目指し、心豊かな人間性や生きる力を育むために、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行う。

また、各学部の教育課程の検討を通して日々の授業実践の充実に結び付けるとともに、より質の高い教育を提供し、児童生徒や保護者、地域の願いを実現する学校を目指す。

そのために、本年度は下記の3点を柱として学校運営を行う。

- 教職員の人権感覚の更なる向上に努め、児童生徒一人一人を尊重した指導・支援を実践する。また、教職員間の良好な関係性の構築のもと、協働性の向上を図る。
- 肢体不自由教育特別支援学校として、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように、障がいの重度・重複化や多様化に対応した基礎的環境の整備や合理的配慮の提供を行うとともに、専門的指導の充実に努める。
- 県立学校としての適切な業務遂行に努め、保護者をはじめ地域並びに県民の期待にこたえとともに、外部機関との密接な連携や地域への発信を通し、地域に開かれた学校として、その使命を果たす。

(2) 本年度の重点目標

- ① 相手の立場に立った指導・支援・助言による指導の充実並びに職員集団の協働性の向上
- ② 日々の授業改善による、児童生徒の確かな学力・しなやかな心・健やかな体の育成
- ③ 根拠に基づく業務の執行並びに地域への発信

(3) 重点的に取り組む事項

- ① 相手の立場に立った指導・支援・助言による指導の充実並びに職員集団の協働性の向上
 - ・ 「児童生徒の人権尊重に関する教職員意識セルフチェックリスト」の実施と活用により各自が日頃の言動を振り返り、人権尊重の意識の向上に生かす。

- ・ 児童生徒一人一人の人権を尊重する姿勢の基づき、自身の指導・支援を振り返ることで指導改善を図るとともに、不適切な指導の未然防止に努める。
 - ・ 相手の立場に立ったコミュニケーションを心掛け、教職員間で互いに連携し、協力し合いながら業務に取り組む。
- ② 日々の授業改善による、児童生徒の確かな学力・しなやかな心・健やかな体の育成
- ・ 児童生徒の健康・安全を第一に考え、心身の健康の安定、体力の向上を目指す。
 - ・ 児童生徒の適切な実態把握に基づく指導・支援により指導内容の修得を図るとともに、教育活動全体を通じて学びに対する意欲・主体性・積極性を育て、各自の自己肯定感を高める。
 - ・ 各外部専門家及び自立活動専任教員、各学部・学級の連携により、教職員一人一人の自立活動に係る授業実践力を高める。また、学校研究を通し、自立活動の指導に関する知識を高め、各教職員の専門性の向上を図る。
- ③ 根拠に基づく業務の執行並びに地域への発信
- ・ 法令等、それぞれの業務の根拠を理解し、適正・確実な業務を実践するとともに、不祥事を排除する。
 - ・ 組織ライン上の連絡・報告・相談を丁寧に行うとともに、業務遂行上、必要な事項を記録し、事績として残す。
 - ・ 地域におけるセンター的機能の発揮や学校ホームページの活用、地域との連携等を通し、本校の教育活動の様子を積極的に地域に発信する。